

Title	民事訴訟における真実概念の多層的構造
Sub Title	Multi-layered structure of "truth" in civil procedure
Author	岡, 伸浩(Oka, Nobuhiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2022
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.48 (2022. 3) ,p.1- 28
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	岡野谷知広教授・庄司克宏教授・菅原貴与志教授・増田晋教授・山手正史教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20220331-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

民事訴訟における真実概念の多層的構造

岡 伸 浩

- 第1 はじめに
- 第2 民事訴訟の理念としての真実発見の要請
- 第3 民事訴訟制度の目的論と真実発見の要請との関係
- 第4 当事者の真実義務
- 第5 弁論主義と当事者の真実義務
- 第6 当事者の真実義務における真実概念
- 第7 訴訟代理人としての弁護士と真実義務
- 第8 まとめに代えて

第1 はじめに

民事訴訟における「真実」は、多様な場面で多義的に論じられている。たとえば、民事訴訟の理念としての真実発見の要請、当事者の真実義務、訴訟代理人の真実尊重義務、宣誓した当事者が虚偽の陳述等をした場合の規律や文書提出命令に違反した場合の真実擬制と呼ばれる規定が存する。しかし、それぞれの場面で想定されている真実の持つ意味内容は異なるように思われる。本稿は、民事訴訟における真実発見の要請、当事者や訴訟、民事訴訟における代理人弁護士の真実義務といわれる問題等につき、その周辺の問題を踏まえ、真実概念がそれぞれの場面で異なる内実を有することを明らかにし、さらにこれらが民事訴訟における真実発見の要請を頂点としつつ、それぞれの名宛人毎に真実概念の内実を変容しつともいわば多層的に構築されることについて検討する。なお、従来から民事訴訟における当事者の真実義務につき、その肯否や内容、違反の効果などについて議論されている。本稿は、これらを概観したうえで、そ

ここでいう真実概念の内実に焦点を当てて考察することを目的とする。

第2 民事訴訟の理念としての真実発見の要請

1 民事訴訟の理念としての真実発見の要請

(1) 意義

本稿の考察の出発点として、訴訟外にあって当事者の主観や評価に関わらない事実を実体的真実ないし客観的真実と称することとする¹⁾。まず、民事訴訟の理念として真実発見の要請が挙げられる。ここにいう「真実」の意義は、「発見」とあることもあって、この実体的真実ないし客観的真実をいうと解するのが合理的であろう。民事訴訟の理念としての真実発見の要請という場合、民事訴訟は、実体的真実ないし客観的真実を発見するという要請のもとにあるということの意味するものと理解できる。

学説でも、たとえば、伊藤眞教授は、民事訴訟の理念として、裁判所は、当事者間で争いとなっている事実に関しては、真実を発見するよう努力しなければならないと説かれる²⁾。また、加藤新太郎弁護士は、実体的真実発見こそは民事訴訟においても目標とされなければならない制度理念であり、ここにいう「真実」の意義につき、実体的真実発見であるとし、これは裁判官による「的確な事実認定」を意味すると説明される³⁾。「的確な」との表現は、民事訴訟上の真実とは、裁判官の所為である事実認定を通じて実現されることを踏まえ、裁判官による事実認定によって得られた事実は必ずしも実体的真実ないし客観的真実そのものとは限らないとしても、裁判官は、それに近づくようにすべき

1) この点、比喩的にいえば神のみぞ知る真実という観点を強調するためであろうか、絶対的真実という表現が用いられることもある。しかし、民事訴訟における事実認定に必要な証明度が自然科学と同程度のものである必要はないと解される以上、訴訟ではそこまでの真実を求めているわけではなく、真実が相対的にみえるのは、つきつめていけば、ある事実に対する評価の差異に起因するものであると整理できるという指摘がある（山本和彦「民事訴訟における真実発見」『民事訴訟法の現代的課題』365頁（有斐閣・2016年））。

2) 伊藤眞『民事訴訟法〔第7版〕』24頁（有斐閣・2020年）。

であるとの意味と捉えられる。このように説明の仕方の差異はあるものの真実発見を民事訴訟の理念として捉えることは、通説的な理解であるといえる⁴⁾。もっとも、ここで注視すべきは、民事訴訟法の理念としての真実発見の要請を語る場合、いずれの見解も「裁判所は…」とか「的確な事実認定」というように裁判所ないし個々の裁判官をその名宛人として説いている点である。民事訴訟における真実概念につき考察を進めるにあたっては、はたして誰を名宛人とするかによって、そこでいう真実概念の内実が変容する点に注視すべきであり、裁判所ないし裁判官といった判断権者とは異なる訴訟進行主体である当事者や訴訟代理人について民事訴訟における真実概念を論じる際には、別の視点が顕在化することとなる。

(2) 真実発見の要請の根拠

民事訴訟の理念として真実発見の要請が認められる根拠として、以下の点が挙げられている。

① 裁判を受ける権利の実質的保障

民事訴訟における理念としての真実発見の要請は、憲法 32 条に基づく裁判を受ける権利の実質的保障という点から導かれる。すなわち、憲法 32 条に基づく裁判を受ける権利が実質的に保障されるためには、当事者は収集しうる最大限の証拠に基づいて裁判所に対しできる限り真実に近い事実認定を期待するし、民事訴訟制度を支える納税者も納得する裁判という視点から真実発見を期待するからであると説かれている⁵⁾。ここでは人権保障の主体たる主権者としての国民の裁判所に対する期待、すなわち裁判制度を利用する側の視点が強調

3) 加藤新太郎「真実義務と弁護士の役割」『弁護士役割論』271 頁（弘文堂・2000 年）。民事訴訟の審理において、裁判所が目標とすべきものは何かという点につき、裁判所として、訴訟当事者の手続保障に目配りしつつ事案の実体的真実に可能な限り迫ることを目標とすべきであるとするのが、大方の異論のないところであろうと指摘する。

4) 加藤・前掲注 3) 271 頁。

されている。

② 納税者の期待する裁判

民事訴訟の理念としての真実発見の要請の根拠として、民事訴訟制度を支える納税者が納得する裁判という視点から、納税者が真実発見を期待することも挙げられている⁶⁾。ただ、納税者たる国民が民事訴訟における絶対的価値として真実発見のみを求めるかといえ、そうではない。この点について、伊藤眞教授は、「納税者たる国民にとって、真実にもとづく裁判はもとより望ましいが、すべての事件について絶対的真実を発見することが国民の期待に沿うとは、必ずしも断言できない」と指摘して、その例として、証拠の収集に関する違法収集証拠の証拠能力の問題と証言拒絶権の問題を挙げる⁷⁾。たとえば、違法収集証拠に関しては、違法に収集された証拠の証拠能力の有無が問題とされるところ、民事訴訟における実体的真実ないし客観的真実の発見を重視すれば、当該証拠がたとえ違法に収集されたとしても真実発見のための価値に変わりはないことから証拠能力を認め、証拠調べをすることになろう⁸⁾。これに対して、訴訟手続の公正さ、違法な証拠を収集する活動を抑止することによる社会秩序の維持や人格権など別に配慮すべき要請を重視すれば、真実発見の要請を後退させたとしても違法収集証拠の証拠能力を否定すべきであるとする考え方と親和性を有する⁹⁾。また、証言拒絶権（民事訴訟法 196 条・197 条）を認めることは訴訟における真実発見を犠牲にするものであるとしたうえで、民事訴訟法が証言拒絶権を認める目的は、証言を強制することによって保護すべき社会関係が破壊されるのを防ぐことにあるとする¹⁰⁾。この場面でも一定の社会関係の保護の要請が真実発見の要請に優先したという評価が可能である。

5) 伊藤・前掲注 2) 24 頁以下。

6) 伊藤・前掲注 2) 25 頁。

7) 井上治典＝伊藤眞＝佐上善和・共著『これからの民事訴訟法』171 頁以下（日本評論社・1984 年）。

8) 井上ほか・前掲注 7) 172 頁。

9) 井上ほか・前掲注 7) 175 頁以下。

このように民事訴訟の理念として要請される民事訴訟における真実発見は、個別の解釈論においては、これに優先すべき価値が存在する場合は認められる。この意味で民事訴訟における真実発見の要請は、唯一の絶対的価値というよりは、場面に応じて、これに優先する価値の存在を受容する概念として理解すべきであると考ええる。

③ 裁判に対する国民の信頼

さらに本稿では民事訴訟における真実発見の要請は、主権者たる国民の裁判に対する信頼を獲得し、これを維持すべき点をその根拠として捉えられるべきであると考ええる。国民主権原理の下、国会や内閣はそれぞれ立法権（憲法41条）、行政権（憲法65条）を担う。権力分立の統治構造の下、民主制の過程を経た国民による代表者からなる国会、内閣が、いわゆる政治部門であるのに対して、裁判所は司法権を担い、「他の国家機関から独立し、人ではなく『法による統治』の主要な実現者としての役割を期待された法原理機関であると説明される¹¹⁾。憲法76条1項の「司法権」は、実質的意味について捉えられ、通説・判例は司法権とは具体的な争訟事件について事実を認定し、法を適用し、宣言することによって、これを解決する国家作用であると解している¹²⁾。ここにいう「法」とは、正しき法であり¹³⁾、さらに真実に基づく事実認定を要請するものと解されるのである。政治部門と異なり民主制の基盤を有しない司法権を担う裁判所は、こうした前提を充足するとき、主権者たる国民の信頼を確保することが可能となる。裁判所が国民によって持ち込まれた具体的争訟の解決において実体的真実ないし客観的真実発見を目指すとき、国民は個人の権利自由を実現する国家作用としての裁判所ひいては司法権に対する国民の信頼を得る素地を獲得する。民事訴訟における理念としての真実発見の要請は、裁

10) 井上ほか・前掲注7) 178頁。

11) 佐藤幸治『憲法〔第3版〕』291頁（青林書院・1996年）。

12) 最大判昭和27年10月8日（民集6巻9号783頁）。

13) 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法〔第7版〕』348頁（岩波書店・2020年）。

判所ひいては司法権に対する国民の信頼の維持・獲得という点と密接に結びつくものと解されるのである。

第3 民事訴訟制度の目的論と真実発見の要請との関係

1 学説¹⁴⁾の概要

次に民事訴訟における真実発見の要請と民事訴訟制度の目的論との関連について検討する。民事訴訟制度の目的をどの様に理解するかにつき、従来から学説は、以下のように対立する¹⁵⁾。

(1) 権利保護説

元来、権利者は権利が侵害された場合には、自ら救済を実現することが許されるはずであるが、法治国家は個人の自力救済を禁止した。そこで、この代償として私人の権利保護を国家が引き受けることが必要となり、民事訴訟制度を設けたと考える見解である。この見解は、当事者が裁判所に対して自己の権利の保護のために権利保護請求権をもつとして、これを訴権¹⁶⁾の内容として捉える。しかし、民事訴訟手続という国家制度を単に私人の権利保護のためのみ捉える点に批判が生じ、次の私法秩序維持説が展開された。

14) 岡伸浩「訴訟信託禁止の制度趣旨再考」『信託法理の展開と法主体』164頁（有斐閣・2019年）。

15) このような民事訴訟の目的を論じる意義について竹下守夫教授は、「民事訴訟の目的を論ずる意義は、既存の民事訴訟制度がこの目的を実現しうるように設計されているかを絶えず検証し、もしそうでなければ必要な改革を行い、またその目的を実現するに相応しい法解釈に資するにある。換言すれば、それは、民事訴訟制度の継続的改革の努力を動機づけることにある。」と指摘する（竹下守夫「民事訴訟の目的と機能」『民事訴訟法の争点〔第3版〕〔ジュリスト増刊号〕』4頁（有斐閣・1998年））。

16) 私人が裁判所に対して訴えを提起し判決を求めうることを、その者の権利とみて訴権とよぶ（中野貞一郎＝松浦馨ほか『新民事訴訟法講義〔有斐閣大学双書〕〔第3版〕』12頁（有斐閣・2008年））。

(2) 私法秩序維持説

この見解は、権利保護説が民事訴訟という国家制度を私人の権利保護のためにのみ位置付けるのは妥当でない¹⁷⁾と批判し、民事訴訟制度の目的を設営者である国家の側から公的な役割として捉えるべきであるとする。そのうえで、国が私人の権利義務関係につき自ら定めた民法、商法等の私法秩序を維持し、これを現実の生活関係に徹底させることが民事訴訟制度の目的であるとする。これに対して、歴史的に見れば、私法秩序が確立される前から民事裁判による紛争解決は行われており、むしろ具体的な裁判の集積によって私法秩序が形成されてきたのであり、私法秩序維持を民事訴訟の目的と位置付けることは妥当でないといった批判がある。

(3) 紛争解決説

この見解は、紛争の解決こそが民事訴訟の目的であるとする。訴訟による紛争解決の要請は、実体法に先行するという認識を前提とし¹⁷⁾、国や個人にとっての前法律的な要請としての紛争解決を念頭に置く見解であり、従来の通説的立場である¹⁸⁾。しかし、このように紛争の解決こそが民事訴訟の目的である¹⁹⁾とすると紛争が解決しさえすれば、その内容の如何を問わないことにもなりかねず、近代法治国家思想に基づく法による裁判の理念に反するという批判が主張された¹⁹⁾。単なる紛争の解決というよりは、いかなる意味での解決か、という視座が求められるべきであり、今日では、紛争解決といっても実体法を基準とした法的な紛争解決が重要であるとする法的紛争解決説が主張されている²⁰⁾。

17) 伊藤・前掲注2) 19頁の指摘による。

18) 兼子一『民事訴訟法体系』25頁以下(酒井書店・1965年)。三ヶ月章『民事訴訟法〔補正版〕』16頁以下(弘文堂・1981年)は、権利保護説、私法秩序維持説、私的紛争解決説のいずれも、民事訴訟の制度目的の一面を射当てていたうえで、訴訟制度の全歴史を通じてどの立場が最も普遍的な意義をもちうるか、という観点から紛争解決説は、民事訴訟制度の歴史のすべての段階を通じてその制度目的をいわば共通に指示し得る等として、その長所を指摘する。伊藤・前掲注2) 20頁。

（4）多元説

この見解は、民事訴訟制度の目的を権利保護、私法秩序維持、紛争解決、手続保障のいずれか一つに集約することは困難であるという認識から、民事訴訟制度は、単一の最高の絶対的価値によってその運営のすべてが割り切れるような単純なものではないとし、その目的もまた多角的に捉えられるべきであるとする²¹⁾。それぞれが民事訴訟制度の目的であり、個別問題ごとにどの価値を重視すべきかという選択の問題が課せられていると説明する²²⁾。民事訴訟をめぐる個別問題ごとに権利保護、私法秩序の維持、紛争解決、手続保障²³⁾のいずれも民事訴訟制度の目的であり、個別問題ごとにそのうちどれをどの程度重視すべきかを選択して解釈すべきであるとする²⁴⁾。

19) 藤田宙靖「現代裁判本質論雑考—いわゆる“紛争の公権的解決”なる視点を中心として—」『行政法学の思考形式〔増補版〕』291頁以下参照（木鐸社・2002年）。特に299頁では、「紛争解決説」の、現代裁判本質論としての理論的特長は、この近代裁判制度に特有な“如何にして解決するか”という視点を、裁判機能の、奇妙な汎歴史的一般化・普遍化によって、論理的に捨棄してしまう結果をもたらしているところに存するよう思われる。」と指摘する。

20) 伊東乾「異説訴訟物理論」民商法雑誌55巻6号（1967年）855頁以下（特に857頁）。坂原正夫「民事訴訟制度の目的について」（伊東乾教授喜寿記念論文集『現時法学の理論と実践』101頁（慶應義塾大学出版会・2000年）。

21) 新堂幸司『新民事訴訟法〔第6版〕』5頁以下（弘文堂・2019年）は、「民事訴訟制度は、単一の最高の絶対的価値によってその運営のすべてがすっぱりと割り切れるほど単純なものではない。」と指摘する。

22) 上田徹一郎『民事訴訟法〔第7版〕』30頁（法学書院・2011年）は、互いに緊張関係にある諸目的を、それぞれの問題との関係でいずれも可及的にその実現への努力と調和点の探求がなされるべきであるとし、緊張関係的多元説と位置付ける。

23) 新堂・前掲注21) 8頁は、利用者の側から民事訴訟制度を考察することの重要性を指摘し、この観点を実体的救済面からみれば権利保護という価値、手続法的側面からみれば手続参加の機会を実質的に保障する手続保障という価値となり、これらを民事訴訟の目的とみることが必要となると説明する。

24) 新堂・前掲注21) 9頁以下。

(5) 手続保障目的説

手続保障とは、民事訴訟における審理の中で両当事者に対して主張・立証の機会を保障することをいう²⁵⁾。この見解は、手続保障こそが民事訴訟の目的であるとして、手続保障自体を民事訴訟制度の目的として理解する立場であり、民事訴訟における手続を手段としてではなく、手続それ自体を目的として位置付ける。民事訴訟における手続保障、すなわち両当事者に対して攻撃防御を尽くす機会を与えることこそが民事訴訟の目的であり、判決はその結果に過ぎないと主張する²⁶⁾。井上治典教授は、「当事者相互間でそれぞれの役割分担のなかで訴訟による論争を展開していく」という手続過程そのものの意義を重視し、そのような論争ないし対話の手続の保障がすなわち「手続保障」であり、それをむしろ訴訟の目的として中核に据えようとする考え方を手続保障の第三の波と称する²⁷⁾。民事訴訟手続について自己の利益主張の地位と機会を保障されるべきであるという手続保障自体は、憲法上の要請として導かれる国民各自の権利義務関係につき自らが決定すべきであるという自己決定の原則²⁸⁾や適正手続（デュー・プロセス）の要請から導かれ、裁判を受ける権利と密接不可分の民事訴訟手続全体を貫く極めて重要な基本原理であるといえよう。しかし、手続保障は、当事者が自己の権利保護を実現するための過程であり、この充実は、いわば正当な訴訟手続に基づく当事者の権利保護の手段であって、それ自体を民事訴訟の目的と位置付けることには疑問が残る²⁹⁾。

25) 伊藤・前掲注2) 21頁。

26) 井上ほか・前掲注7) 365頁以下〔井上治典執筆部分〕。特に366頁では、従来の訴訟目的論は<判決という結果によって何を達成すべきか>という結果から出発する発想しかなく、「過程志向」をより重視すべきであるとされ、「両当事者の実質的な対等化をはかりながら、それぞれの役割分担ルールに基づいて訴訟による対論または対話を展開していく手続を保障する。」という意味で手続保障を強調する。

27) 井上治典「手続保障の第三の波」（新堂幸司編著『特別講義民事訴訟法』）76頁以下。特に83頁（有斐閣・1988年）。

28) 新堂・前掲注21) 42頁以下。

29) 梅本吉彦『民事訴訟法〔第4版〕』3頁（信山社・2009年）。

2 考察

以上の民事訴訟の目的に関する学説³⁰⁾において、本稿は、紛争解決説を基調としつつ、単なる紛争の解決ではなく実体法を基準とした法的な紛争解決こそが民事訴訟の目的であると解する法的紛争解決説に賛成する。個々の紛争は実体法に基づいて解決され、これが集積することにより社会秩序の維持にもつながることとなる。こうした法的紛争解決と民事訴訟の理念としての真実発見の要請との関係でさらに考察する必要がある。法的紛争解決説のいう法とは実定法を念頭においた正しい法に基づく紛争解決を目的とするものであり、正しき法であるためには、法の根底に、正しさとしての正義が深沈することが求められると解する³¹⁾。法の理念についてラートブルフは、正義とともに合目的性、法的安定性を挙げ、相互の矛盾や緊張関係を説く³²⁾。私見は、これらは相互に独立した存在ではなく、合目的性や法的安定性は法の根底に存在する正義に支えられた理念であり³³⁾、民事訴訟制度の目的としての法的紛争解決説にいう法とは、正義に基づく正しき法を意味すると考える。法的紛争の解決とは、正義を根底に置く正しき法による紛争解決を実現する裁判をいうと考える³⁴⁾。正しき法は、憲法秩序のもとでは法の支配の下、法原理機関としての

30) 民事訴訟における目的論との関係では、棚上げ論と呼ばれる見解が存在する。この見解は、民事訴訟法において目的論自体は無意味な議論ではないとしつつも、抽象度が高く優劣の基準も明確でないことから、民事訴訟の目的論を綿密に検討し自己の態度を決定することの意義を特に強調しないというものである。高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）〔第2版補訂版〕』23頁〔有斐閣・2013年〕は、棚上げ論は「目的論不要説ではない。」と示すように棚上げ論は、目的論自体を考察する必要性を不要とするものではなく、従来の目的論をめぐる議論の在り方に対して、その持つ意義に関し、改めて問題を提起した見解として理解できよう。

31) 団藤重光『法学の基礎〔第2版〕』29頁以下（有斐閣・2007年）。

32) ラートブルフ（田中耕太郎訳）『法哲学〔ラートブルフ著作集・第1巻〕』（東京大学出版会・1961年）「第7章・法の目的」177頁以下、「第9章・法理念の相互矛盾」207頁以下参照。

33) 井上達夫『自由論〔双書哲学塾〕』41頁（岩波書店・2008年）、同『法という企て』（東京大学出版会・2003年）312頁以下「正義の論争性」参照。岡伸浩『倒産法実務の理論研究』3頁以下（慶應義塾大学出版会・2015年）。

裁判所が発見することが期待されている。法それ自体は、具体的事実を内在するものではないものの、裁判所による適切な事実認定を経て探究された真実たる事実に正しき法が適用されるとき、法の支配の理念を実現し、個々の民事訴訟における紛争解決を達成し、これが集積することによって法秩序の維持を実現するものといえることができる。その意味で、民事訴訟の目的論における法的紛争解決説は、民事訴訟の理念としての真実発見の要請と密接不可分の関係にあり、両者は一体として法の支配の実現や国民の裁判に対する信頼に直結するものといえよう。

第4 当事者の真実義務

1 当事者の真実義務とその根拠

わが国の民事訴訟法は、当事者の真実義務について直接定めていない。そこで、民事訴訟法上、訴訟当事者に真実義務が認められるか、その場合の真実義務の内容をいかに捉えるべきかが問題となる。今日の通説は当事者の真実義務を肯定し、その根拠として次の点を挙げている³⁵⁾。

(1) 信義則

① 真実義務と信義則

平成8年の民事訴訟法改正前は、本来、取引行為を対象とする民法上の信義誠実の原則（信義則）が訴訟行為にも適用があるか、という問題が議論されていた。多数説は、訴訟は、実体法上の権利実現のプロセスである等として、実

34) 三ヶ月博士は、裁判は、あくまでも正しいもの、正義にならなかったものでなければならぬということが理念的に要請されるとし、法規範は、権力による裏付けとともに正義の要請をともに内在せしめる規範でなければならないとし、「法による裁判」の要請を貫くことが、訴訟制度の不可欠の契機となると説く（三ヶ月・前掲注18）16頁）。裁判が事実認定と法の解釈適用からなる以上、正義に基づく正しき裁判は、真実発見の要請を当然導くものといえよう。

35) 伊藤・前掲注2）317頁注1参照。

民法と訴訟法の連続性を根拠に訴訟行為に信義則の適用があることを肯定すべきであると主張していた³⁶⁾。これを受け入れ平成8年改正民事訴訟法は、裁判所は民事訴訟が公正かつ迅速に行われるよう努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならないとし、裁判所の責務を示すとともに、当事者の民事訴訟の進行につき信義則の適用があることを明らかにした（2条）³⁷⁾。民事訴訟における当事者の真実義務は、こうした訴訟上の信義則から導かれると理解するのである³⁸⁾。

② 考察

信義則は、当事者に信義に従った訴訟追行を求めるものとして、当事者の真実義務を認める根拠となり得るであろう。当事者の真実義務は、民事訴訟の主張過程における信義則の発現であると解するのが合理的であると解する³⁹⁾。もともと、当事者の真実義務の内実は、信義則から当然に導くことはできない。民事訴訟における真実義務の要請に対して当事者が忠実に対応することが信義則に従った訴訟追行であるとするれば当事者の真実義務の内実もまた客観的真実ないし実体的真実を意味する余地も生じることになるが、こうした理解は現実的ではない。後に考察するとおり、証明責任、証明度を前提とした裁判官による事実認定という民事訴訟の構造から認められる客観的真実発見ないし実体的真実発見の要請に対する内在的制約の存在や当事者が客観的ないし実体的真実

36) 中野ほか編・前掲注16) 26頁。

37) 学説は、訴訟法上の信義則という一般条項の適用に際して、法的安定性の要求に応えるべく、類型化の努力を進め、結果として、今日の通説の見解は、①訴訟状態の不当形成の排除、②訴訟上の禁反言（先行行為に矛盾する挙動の禁止）、③訴訟上の機能の失効、④訴訟上の権能の濫用禁止に分類している（上田・前掲注22）45頁参照）。

38) 中野貞一郎「民事訴訟における真実義務」164頁以下（『過失の推認』（弘文堂・1978年））は、真実義務は、まさに民訴法における信義則の一表現にほかならないと思うとし（164頁）、主張その他の訴訟上の提出につき主観的真実からの背理を禁止する真実義務は、まさに、訴訟資料蒐集の面に発見する信義誠実の原則を主体的に観念したものにほかならないというべきであるとする（165頁）。

39) 山木戸克己「民事訴訟と信義則」（『民事訴訟法論集』74頁以下（有斐閣・1990年））。

を把握するとは限らないためである。当事者に信義則上、真実義務を認めるべきこと自体は認められるとしても、果たしてこの当事者の真実義務の内実を具体的にどの様に解するかという問題がある。

(2) 真実義務を前提とする規定の存在

真実義務が認められるかという問題につき、通説的見解は、民事訴訟法は以下のような真実義務の存在を前提とするいくつかの規定を置いていると説明し、こうした規定を当事者の真実義務の根拠と位置付ける⁴⁰⁾。もっとも、それぞれの規定における真実概念に注視すると以下のように各規定の趣旨や目的によって、その内実は異なるものであることが指摘できる。

① 民事訴訟法 201 条

証人には、特定の定めがある場合を除き、宣誓をさせなければならない（民訴法 201 条 1 項）。宣誓は起立して厳粛に行わなければならない（民訴規 112 条 2 項）。裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させなければならない（民訴規 112 条 3 項）。宣誓書には「良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う」旨を記載しなければならない（民訴規 112 条 4 項）。宣誓書に記載され宣誓の内容となる真実とは、あらゆる証人が全て客観的真実ないし実体的真実を知るとは限らない以上、自ら信じるころの主観的な真実であると考えた事実を意味すると解するべきであろう。

② 民事訴訟法 208 条

民事訴訟法 208 条は、「当事者本人を尋問する場合において、その当事者が正当な理由なく出頭せず、又は宣誓若しくは陳述を拒んだときは、裁判所は尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。」と規定する。当

40) 伊藤・前掲注 2) 317 頁注 1 参照。

事者尋問の適式の呼び出しを受けた当事者が正当な理由なく、出頭せず、または宣誓もしくは陳述を拒んだ場合は、裁判所は、尋問事項（民訴規108条）に関する相手方の主張を真実と認めることができるとするのである⁴¹⁾。

この規定は、民事訴訟法224条と並んで証明妨害の法理を明文化した規定であると位置づけられており⁴²⁾、義務違反に対して、尋問事項に関する相手方の主張を事実として認定することができることを認めた一種の制裁規定である。こうした制裁規定がいう「真実」の概念は、実体的真実ないし客観的真実とは異なり（現に立証の対象としていない以上、実体的真実ないし、客観的真実に到達するプロセスを経っていない）、証拠による事実認定のプロセスを経ずして裁判所の実事認定の対象とすることを意味する。その意味で講学上、真実擬制というものの、その実質は、裁判官が事実認定の対象とすることができることを意味する。こうした規定は、真実発見の要請というよりは、機能としては、口頭弁論の全趣旨による事実認定（民訴法247条）と親和性が高く、証拠による事実の立証過程を経て裁判官による心証を獲得するという本来の実事認定とは異なる点で自由心証主義（民訴法247条）の問題と位置付けることが可能であろう⁴³⁾。実務上、実際の尋問事項書に記載された事項に基づき真実と認める範囲が決定されており、この点からも、民事訴訟法208条は、相手方の尋問事項書記載の事実を真実、すなわち相手方が尋問事項に記載した事実を裁判官による事実認定を経た事実として、立証不要な認定対象事実となる。

41) 東京地判平成14年10月15日判タ1160号273頁以下は、週刊誌の記事による名誉毀損を理由とする損害賠償請求訴訟において、原告本人の尋問が申請された場面で原告本人の不出頭に正当な理由がないとして民事訴訟法208条により記事の一部について真実性を認めた。その際、民事訴訟法208条の適用にあたり、民事訴訟規則107条2項に違反して尋問事項が個別具体的でない場合は、その不利益を相手方に負わせることは相当でないとして、明らかにその尋問事項に含まれると認められる事項に限って民事訴訟法208条を適用すべきであると判示している。

42) 『条解民事訴訟法〔第2版〕』1141頁〔松浦馨=加藤新太郎〕（弘文堂・2011年）。

43) 条解・前掲注42)1142頁。

③ 民事訴訟法 209 条

民事訴訟法 209 条 1 項は、「宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。」と規定する。この規定も宣誓した当事者に対して虚偽の陳述をした場合の罰則規定として、当事者が虚偽の主張をすることを抑制する目的がある。本条にいう「真実」とは何かを考えると、当事者に実体的真実発見に資するよう積極的真実義務を課したものと捉えるのは困難である。本条があくまでも「宣誓した当事者による虚偽の陳述」と規定するように当事者による虚偽の陳述を禁止するという点で消極的真実義務を予定するものと解する。当事者の真実義務の内容を当事者の主観的真実であり、虚偽の事実を主張しない消極的真実義務であると理解した場合、これを前提としたものであると理解することができよう⁴⁴⁾。

④ 民事訴訟法 230 条

民事訴訟法 230 条 1 項は、「当事者又はその代理人が故意又は重大な過失により真実に反して文書の成立の真正を争ったときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。」と規定する。230 条は、故意または重大な過失により真実に反して文書の成立の真正を争った当事者・代理人に対する過料の制裁を定めたものである⁴⁵⁾。文書の真正とは、作成者の意思に基づいて文書が作成された事実をいい⁴⁶⁾、作成者とは、文書の記載内容たる思想の主体を意味する。文書の真正は形式的証拠力、すなわち文書の記載内容が作成者の思想の表現であることの前提条件として確定されなければならない⁴⁷⁾。この規定の

44) 条解・前掲注 42) 1143 頁。証明妨害の法理とは、当事者が故意に訴訟法上の義務に違反して証明妨害行為をなしたときには、その効果として立証主題たる事実についての証明責任が妨害者に転換されるとする。もっとも、この様に証明妨害という当事者の証明活動に関する事実から、証明責任転換の法律効果を導くことは困難であるといった批判がある。伊藤・前掲注 2) 387 頁。

45) 条解・前掲注 42) 1270 頁。

46) 伊藤・前掲注 2) 432 頁。

47) 伊藤・前掲注 2) 432 頁。

存在は、当事者およびその代理人が民事訴訟において真実義務を負うことの現れであると指摘されている⁴⁸⁾。しかし、当事者はあくまでも自己が真実であると認識する限度でのみ訴訟進行することが可能である以上、ここでいう真実概念は、客観的真実ないし、実体的真実ということとはできない。

⑤ 民事訴訟法 224 条 1 項

文書の所持者が訴訟当事者である場合、当該当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる（民訴法 224 条 1 項）。また、当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも同様とする（民訴法 224 条 2 項）。いずれも「当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。」とする（民訴法 224 条 1 項・2 項）。これらに規定する場合において、相手方が当該文書の記載に関して具体的な主張をすることおよび当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。（民訴法 224 条 3 項）。これらは、文書提出命令に違反した場合の制裁規定であり、証明妨害の法理の現れであり、立証事項についての証明度を軽減した規定であると理解できる⁴⁹⁾。

本稿で議論の対象とする真実概念という観点から見れば、民事訴訟法 224 条 1 項にいう真実と認める対象である「当該文書の記載に関する相手方の主張」につき、最判昭和 31 年 9 月 28 日判タ 63 号 47 頁は、文書によって立証されるべき事実そのものではなく、文書の記載内容たる情報を意味すると判示する⁵⁰⁾。この場面では、真実とは実体的真実を意味するものではなく、訴訟上、

48) 伊藤・前掲注 2) 349 頁（注 182）。

49) 伊藤・前掲注 2) 456 頁。

50) 伊藤・前掲注 2) 455 頁は、このことにつき、たとえば「文書が契約書であれば、契約当事者、契約内容、日時などがこれにあたり、真実擬制された内容にもとづいて立証事項たる契約の成立を認定するかどうかは、裁判所の自由心証に委ねられる。」と説明する。

裁判官による事実認定がなされた認定対象事実として扱うことを意味し、しかも、それは、文書によって立証されるべき要証事実それ自体ではなく、あくまでも文書の記載内容たる情報を意味する。ここでもまた「真実」とは、実体的真実でなく、要証事実それ自体でもなく、当該文書の書証としての記載内容たる情報を裁判官による認定対象事実として認めるものであり、この規定によって真実擬制された情報をもとに立証事実を認定するかどうかは、裁判官の自由心証の問題となる⁵¹⁾。

⑥ 考察

民事訴訟は、書証や人証の証拠調べに関する各場合で真実擬制という手法を用いている。こうした諸規定の存在は、当事者に真実を語るよう要請するものであり、当事者の真実義務を認める根拠の一つと位置付けられ、今日、多くの見解が、かかる規定群を当事者の真実義務を認める根拠として位置付けている。

もっとも、以上のとおり、それぞれの規定に定める「真実」の内容は、それぞれの規定の趣旨、目的に従い異なる。たとえば、要証事実である場合もあるが、そうでなく書証上に記載された事実にすぎないこともある。これらの諸規定は一種の制裁規定であり、裁判官による事実認定を通じて、違反者に対して一定の不利益を課すことによって、それぞれの規定の趣旨や目的を実現するための法技術である。ここにいう「真実」とは、実体的真実や客観的真実とは明らかに異なる。裁判官による認定対象事実として扱うことを真実概念に取り込み、それぞれの規定の目的を実現するために一種の制裁規定として機能させることによって、当事者にこれを回避するよう行動するインセンティブを付与する法技術であり、これらの規定が「真実」との文言を使用していたとしても、そこでいう「真実」の内実は、真実義務の内実とは明らかに異なり、むしろ裁

51) 伊藤・前掲注2) 455頁注400参照。その意味で、弁論の全趣旨によって立証事項を真実とみなすことが無理であると判断すれば、裁判所は、224条3項を適用しなくてもよいと解される。なお、この規定が法定証拠法則を定めたものと指摘される点につき、同456頁注402参照。

判官による事実認定の対象とすることを意味する。これらの規定群の真実概念の内実からみれば、当事者の真実義務自体とは一定の乖離が認められ、これらの規定群の趣旨目的や予定する真実概念に照らせば、当事者の真実義務の根拠は、端的に民事訴訟における信義則に求めることが合理的であると解する。

第5 弁論主義と当事者の真実義務

1 問題の所在

弁論主義とは、民事訴訟における事実の主張と証拠の提出を当事者の責任かつ権能とする建前をいう。弁論主義によって民事訴訟で裁判官が審理の対象とする事実と証拠は、いずれも当事者が提出したものに限られることとなる。民事訴訟における当事者に真実義務が認められるかという問題は、従来から弁論主義との関係でも論じられてきた。また、この問題と関連して当事者の真実義務とは何か、その内実をいかに捉えるか等についても検討する必要がある。

2 学説の概観

(1) 否定説

弁論主義の存在に照らし、民事訴訟の当事者に真実義務を認めることを否定する見解が主張されている。たとえば、伊東乾教授は、弁論主義は、私的自治の原則の訴訟上への延長、当事者の訴訟上における自由な紛争展開の許容であるという点を強調し、真実発見の断念にこそ弁論主義の眼目があり、訴訟外の事実へ訴訟を繫縛しようとする真実義務は、真向から弁論主義に対立するとし、真実義務について規定がなく他方に弁論主義が認められている訴訟法については、当然、真実義務は否定されなければならないし、弁論主義を存置するかぎり、真実義務明定の立法を企てることもやめなければならないと主張される⁵²⁾。

(2) 肯定説

弁論主義を根拠に当事者の真実義務を否定する見解に対しては、通説的立場から強い批判がなされている。中野貞一郎教授は、弁論主義はその本来の意味において理解するかぎり、真実義務になんら矛盾しないとし、弁論主義の概念は、判決の基礎となる事実を当事者の弁論だけから採用する原則をさすところ、真実義務は、当事者が事実資料の提出に当たって自己の懐抱する主観的真実に違反してはならない、ということとどまるのだから、弁論主義と両立することは明らかであると説明する⁵³⁾。

3 考察

弁論主義の根拠については、学説上争いがあるが、さしあたり、本稿では、私的自治の訴訟法における反映と捉える本質説に従って議論を進める⁵⁴⁾。訴訟物の基礎をなす事実と証拠の提出について当事者に委ねる建前であると解されるのである。民事訴訟の目的が客観的真実ないし実体的真実の発見にあると解すれば、当事者は客観的真実ないし実体的真実に合致した事実を必ずしも提出しえないし、自己の利益の追求のため自ずと自己に有利な事実や証拠を提出し、このことは客観的真実ないし実体的真実に合致しない場面が往々に生じるであろうことは容易に想定できる。しかし、後に考察するように当事者が常に実体的真実ないし客観的真実を知るとは限らない以上、当事者の真実義務という真実とは、主観的真実、すなわち、当事者が自己の認識と異なる不真実の事実を主張したり、虚偽の証拠を提出したりすることを禁止することを内実すると解されるのである⁵⁵⁾。他方で、弁論主義は、訴訟資料の収集につき裁判

52) 伊東乾「真実義務の再吟味」『民事訴訟法研究』375頁以下（酒井書店・1968年）。

53) 中野・前掲注39) 166頁。

54) 弁論主義の根拠につき、山本和彦「弁論主義の根拠」（『民事訴訟法の基本問題』）127頁以下（判例タイムズ社・2002年）。弁論主義の根拠をめぐる近日の議論状況につき、垣内秀介「主張責任の制度と弁論主義をめぐる若干の考察」（伊藤眞ほか編・青山善充先生古稀祝賀論文集『民事手続法学の新たな地平』）76頁以下（有斐閣・2009年）は、弁論主義の根拠をめぐる議論の状況を踏まえ、弁論主義における私的自治の内容につき考察する。

所と当事者の役割を分担し、判決の基礎をなす事実と証拠を当事者が提出すべきとする原則を意味する以上、弁論主義を前提としても、当事者が提出すべき事実と証拠について当事者が主観的眞実に反しない事実と証拠を提出すべき義務としての眞実義務と捉えれば、弁論主義と当事者の眞実義務が矛盾することはないと解され⁵⁶⁾、むしろ両者を調和的に理解することが可能となると考える。

第6 当事者の眞実義務における眞実概念

1 当事者の認識する事実と眞実義務

以上の考察のとおり、民事訴訟における信義則を根拠に当事者の眞実義務を認めるべきと解されるが、この場合の眞実義務の内容について考察する必要がある。民事訴訟における眞実発見の要請という場合の「眞実」の概念は、実体的眞実ないし客観的眞実であるとしても、当事者は、みずから認識した事実をもって、自己に有利な事実や証拠を訴訟に提出することとなる。そこで、当事者の眞実義務という場合、当事者が客観的眞実ないし実体的眞実を必ず主張しなければ、眞実義務に反することになるとすれば、現実的ではない。しかし、当事者が自ら眞実でないと認識している事実、虚偽であると認識している事実を主張することは、民事訴訟における眞実発見の要請に反することとなる。

55) 中野・前掲注38) 155頁は、当事者の眞実義務の内容として、民事紛争における当事者が自己の利益のために、虚偽の主張・不眞実の陳述をして、裁判所的事实認定あるいは法内容の把握を誤らせ、判決における法的判断の成立に不当な影響をあたえようとするのがあり得ることを前提に、当事者のこうした態度を許さないというものが眞実義務の観念であり、「不眞実の陳述によって判決の基礎を誤らせない義務」であるとして、不眞実の陳述の禁止こそが中心的内容であり、当事者に対する眞実を述べよという法的命令ではない旨を説く。

56) 中野・前掲注38) 166頁は、弁論主義は、判決の基礎となる事実を当事者の弁論だけから採用する原則を指し、眞実義務は、当事者が事実資料を提出するについての仕方を規制するものであり、弁論主義と両立しうることは明らかであると説く。本稿は、こうした理解に賛成する。

2 訴訟構造から認められる内在的制約と訴訟法的真実

さらに当事者の真実義務の内実を考察する際は、民事訴訟法の仕組みから導かれる、いわば客観的真実発見にむけての内在的制約というべき構造を考慮することが必要となる。すなわち、民事訴訟では、弁論主義を基盤として、口頭弁論における当事者の主張とそれを支える証拠に基づく裁判官の事実認定の過程を経て権利の存否に対する判決という形で判断する。たとえ、当事者が客観的真実ないし実体的真実に沿った主張をしていても当該事実の認定に必要な証拠が存在せず、当事者が訴訟の場に提出できないのであれば裁判官がこれを認定することは困難となる。訴訟上、証拠によって証明できない事実は、たとえ客観的真実ないし実体的真実であっても、訴訟上認定されず、事実認定の対象として扱われないこととなる。この意味で、民事訴訟が真実発見の場であるというには制度上の限界があり、この点は、事案の真相を究明することを目的とする刑事訴訟法とは大きく異なる（刑訴法1条⁵⁷⁾。

この点で民事訴訟でいう真実とは、あくまでも訴訟制度の枠組みの中での真実、すなわち「訴訟法的真実」というべき真実である⁵⁸⁾。

3 理念としての真実発見の要請との関係

民事訴訟は、その仕組みの中で可能な限り裁判官の事実認定を通じて実体的真実ないし客観的真実の発見を目指すものの、訴訟上の仕組みからくる制約や当事者主義的訴訟構造を採用し、当事者の主張や証拠による事実認定を経て到達した裁判官の認定した事実が可能な限り実体的真実ないし客観的真実に近づくことを理念として標榜するものであると理解すべきであると考え⁵⁹⁾。処

57) 池田修＝前田雅英『刑事訴訟法講義』〔第2版〕25頁以下（東京大学出版会・2006年）。

58) 田中宏『弁護士のマインド』286頁（弘文堂・2009年）。

59) 三ヶ月章『民事訴訟法』（法律学全集）158頁（有斐閣・1959年）は、民事訴訟においても実体的真実に適った裁判という理念は放棄されていないとし、弁論主義をとる結果たまたま裁判が客観的真実に合致しないことがあったとしても、それはやむをえない病理的現象にすぎぬとみるべきであって、そこに民事訴訟の本質を見出すものではない、とする。

分権主義の観点から訴訟上の和解や裁判上の自白が認められ、たとえ、実体的真実ないし客観的真実と一致しない場合でも当事者の意思によって紛争解決基準を定立する余地が認められている。したがって、当事者には実体的真実ないし客観的真実発見を直接の目的とした義務を課すことは妥当でない。かかる観点からみれば、訴訟当事者に課される真実義務の内実としての「真実」を客観的真実と意義づけることは現実的ではない。

4 当事者の真実義務における真実概念

以上から、当事者の真実義務とは、当事者が自ら真実であると信じた事実を訴訟において主張し、立証することを求める義務であり、ここにいう真実とは、主観的真実であるといえる。すなわち、当事者の真実義務とは、当事者が、ある事実について真実と信じるところに反する陳述をしたり、虚偽の陳述を基礎づける証拠を提出することを禁じることを内実とし、当事者が自ら真実であると信じた事実を訴訟において主張し、立証することを求める義務であり、ここにいう真実とは、主観的真実であるといえる⁶⁰⁾。このように当事者の真実義務にいう「真実」とは、「主観的真実」、つまり、当事者が真実と考えている事実であり、実体的真実ないし客観的真実を示すものではない⁶¹⁾。この様に当事者の真実義務にいう真実を主観的真実であるとすれば、当事者が真実義務を遵守して履行した場合であっても、結果として、実体的真実ないし客観的真実と不一致を生じる余地があり、真実義務は、このことを許容しているものと解することができる⁶²⁾。結局、当事者が自分が真実と思う事実を主張したのであれば、たとえ客観的真実に反する場合でも、真実義務の違反はなく、逆に、自分で真実でないと思う事実を主張したのであれば、客観的真実に合致する

60) 伊藤・前掲注2) 317頁。

61) 中野・前掲注38) 155頁は、自明的であると指摘する。

62) 内田武吉「真実義務」『民事訴訟法の争点〔第3版〕〔ジュリスト増刊号〕』198頁以下（有斐閣・1998年）は、このように通説的見解が、当事者の真実義務は、主観的真実に反する陳述を禁止するものと捉えており、当事者の陳述と客観的事実との一致を求めるものではないといえることから、むしろ正直義務といった方が理解しやすいと指摘する。

としても、真実義務違反の問題が一応生ずることとなる⁶³⁾。

第7 訴訟代理人としての弁護士と真実義務

1 はじめに

弁護士の真実義務という問題が特に法曹倫理の分野で論じられている。民事事件、刑事事件の双方に関連する問題であるが、本稿の目的との関係でここでは民事弁護、とりわけ民事訴訟における弁護士（訴訟代理人）の真実義務につき考察する。

2 弁護士の誠実義務と真実義務

(1) 弁護士の誠実義務

民事訴訟における真実発見の要請を貫徹するならば訴訟代理人たる弁護士は、

63) 中野・前掲注38) 156頁。真実義務に違反した場合の効果について、当事者が真実に反することを知って主張するのは裁判所詐欺を構成することがあり、したがって、真実義務違反は再審事由となり得るし、相手方の損害賠償請求権を基礎づけることを看過すべきでないとする見解が主張されている（松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第8版〕』143頁（弘文堂・2015年））。しかし、当事者の真実義務を主観的真実に反しないことと構成した場合、はたして当事者が主観的真実であると認識していなかったかどうかを判断することは事実上困難であるといえる。この点について、金美紗「虚偽陳述の規制」66頁（『民事訴訟における当事者の主張規律』（慶應義塾大学出版会・2020年））は、真実義務の実効性をめぐる議論の中で、「故意に虚偽を述べてはならない」といわれるが、虚偽であるとの確信までではないが、その可能性が高いと思う事実を主張することは禁止の対象とされるかといった点を示し、真実義務が行為規範であるとしてもその内容の曖昧さが残る点を指摘する。当事者の真実義務を信義則に基づき法的義務であると解したとしても、現実に当事者が主観的真実に反する主張をしたか否かの判別は困難であり、実際上は、真実義務に違反する主張をしたことが訴訟上判明したとしても、裁判所の信頼を失い、弁論の全趣旨（民訴法247条）の問題として事実認定や証拠力の評価に影響を及ぼすに止まるであろう。真実義務違反の効果につき、加藤・前掲注3) 278頁は、「真実義務違反の有無は当事者が主観的真実に反する事実主張をしたか否かという点を含む証拠調べをしなければそれが判明しないのである」として、真実義務違反の認定の困難さを指摘し、そのうえで「真実義務違反の効果は甚だ微弱なものであることは認識せざるを得ない。」とする。

訴訟当事者である依頼者が裁判所から不利な認定を受ける可能性のある証拠も含めて、客観的な真実ないし実体的真実の発見に資する証拠であれば、これを全て提出すべきという要請が働くことになろう。しかし、訴訟代理人として依頼者に不利な証拠を、真実発見のために訴訟に提出しようと説得することは依頼者の信頼を損ねかねず、現実的でない。依頼者の意思に反し、真実発見のため不利な証拠の提出を強行すれば、弁護士として依頼者に対する誠実義務（弁護士法1条2項・職務基本規程5条）にも抵触する。もちろん、このことは、当事者がことさら真実に反する虚偽の主張や改ざんした証拠を提出しようとするとき、訴訟代理人として、これに反対し、当事者を説得することが要請されていることを否定するものではない。弁護士は依頼者に対し誠実義務を負うが、弁護士が擁護すべきなのは依頼者の「正当な利益」である（職務基本規程21条）。依頼者が虚偽の主張や証拠の提出を求めたとしても、もはやそれは依頼者の「正当な利益」とはいえず、これを拒絶したとしても依頼者に対する誠実義務に違反しない。職務基本規程74条（裁判の公正と適正手続）や同75条（偽証のそそのかし）の趣旨も同様である。實際上、職務基本規程74条は「弁護士は、裁判の公正及び適正手続の実現に努める」と定め、同75条は、「弁護士は、偽証若しくは虚偽の陳述をそそのかし、又は虚偽と知りながらその証拠を提出してはならない。」と定める。弁護士の依頼者に対する誠実義務との関係でみれば、弁護士は、依頼者の「正当な利益」を擁護すべき立場にあるが、たとえ依頼者が虚偽の主張や証拠の提出を求めたとしても、もはや「正当な利益」とはいえず、これを拒絶したとしても依頼者に対する誠実義務に違反しないと理解することが可能である（職務基本規程14条）。

（2）弁護士の職業的存在規範としての誠実義務

弁護士法1条2項は、弁護士の誠実義務を定める。この誠実義務をめぐっては、弁護士と依頼者との委任契約から生じる善管注意義務との関係、法規範性の有無などをめぐり議論が展開されている⁶⁴。私見は、弁護士の誠実義務は、弁護士という高度の法律専門職にある者が職務を遂行するにあたっての姿勢な

いし在るべき姿（当為）を求める弁護士の職業倫理であるが、これは弁護士の個人的倫理にとどまらず弁護士の社会公共的使命に照らして社会公共的意義を有するものであり、これを弁護士法という法が承認し、弁護士の法律上の義務として承認したものが法規範としての誠実義務であると理解する。誠実義務は、弁護士の社会的信頼を確保し、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士法1条1項の目的を達成するために弁護士に対する社会の信頼の根源的価値を形成する職業的存在規範であり、弁護士と依頼者の間の信認関係に求められると解すべきである⁶⁵⁾。こうした理解からは、弁護士法1条2項が定める弁護士の誠実義務は、弁護士がその社会的使命を全うし、職業的信頼を確保するために必要として要請される行為規範を導く源泉となる規範として理解することが可能となり、以下で考察する弁護士の真実尊重義務は、弁護士法1条2項の誠実義務から導かれるものと解する。

(3) 弁護士の真実尊重義務

民事事件における弁護士の真実義務とは何かにつき、日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著『解説「弁護士職務基本規程」』は、弁護士に課されるのは、「真実尊重義務」であるとする。この弁護士の真実尊重義務にいう「真実」とは、「当事者の主張や証拠に照らして法律専門家・プロフェッションとしての合理的・論理的な判断のもとに事件の実体を把握、認識した結果、弁護士自らが真実と信じるに至った事実、すなわち主観的真実を意味する」とし、弁護士は、職務の遂行にあたってこの主観的真実を尊重する努力を怠ってはならないとする⁶⁶⁾。つまり、弁護士の真実義務という場合、それは、当事者の真実義

64) いわゆる誠実義務論争といわれる。加藤新太郎「弁護士の誠実義務」（『弁護士役割論〔新版〕』353頁以下（弘文堂・2000年））。岡伸浩「弁護士の誠実義務に関する考察—信認関係法理からみた職業的存在規範」229頁以下（『信託法理の展開と法主体』有斐閣・2019年）。

65) 岡・前掲注64)「弁護士の誠実義務に関する考察」243頁。

66) 日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著『解説「弁護士職務基本規程」』〔第3版〕（2017年）10頁以下。

務と同じく、実体的真実ないし客観的真実ではなく主観的真実であることを前提とする。さらに、弁護士の主観的真実とは個人としての認識を意味するのではなく、弁護士という法律専門家としての職業的に根ざした認識であるべきで、「法律専門家・プロフェッション」としての認識を求められるというべきである。また、こうした客観的真実義務か主観的真実かという観点とは別に積極的真実義務か消極的真実かという観点から、「ここでいう当事者・代理人の真実義務の内容は、真実を積極的に提示しなければならないという積極的な義務ではなく、当事者・代理人は真実に反することを知りながら、ことさらに自己の主張を展開して証拠を提出したり、あるいは相手方の主張を争って反証を提出したりすることは許されないという消極的な義務を意味する。そして、この場合の「真実」とは、前述のように当事者の認識を前提とした主観的真実を意味する」と説明する⁶⁷⁾。つまり、民事事件における弁護士は真実尊重義務を負い、それは当事者の認識を前提として、弁護士がプロフェッションとして認識した主観的真実であるということになる。このように民事訴訟における弁護士の真実義務という場合の真実とは、訴訟当事者や代理人弁護士にとっての主観的真実であり、消極的真実であり、かつ当事者にいう真実義務そのものというより真実尊重義務として位置付けられているのである。

第8 まとめに代えて

1 はじめに

以上のとおり、民事訴訟法における真実概念は、それぞれの場面で多様な観点から論じられており、その内実は必ずしも統一的に把握されているものではない。こうした多様な真実概念は、民事訴訟における理念としての真実発見の要請を頂点として、当事者の真実義務、訴訟代理人の真実義務へと連なり、真実概念が変容しつつ、いわば多層的に重なりあって、当事者や訴訟代理人弁護

67) 前掲注 66) 11 頁。

士に対して行為規範を提示しているのである。

2 理念としての真実発見の要請と行為規範性

民事訴訟の理念としての真実発見の要請は、実体的真実ないし客観的真実の発見を要請するものであるが、実際の訴訟の構造から認められる内在的制約や当事者、訴訟代理人弁護士立場から生ずる変容を経て、主観的真実であり、消極的真実ないし真実尊重義務として具現する。ここにおいて真実概念という点から見れば、実体的真実や客観的真実から主観的真実や消極的真実への受容を指摘することができる。もっとも、民事訴訟における真実発見の要請は、裁判所、当事者、訴訟代理人を包摂した理念として発露し、当事者の真実義務や訴訟代理人弁護士の真実尊重義務とともに重疊的に機能しつつ、当事者や訴訟代理人弁護士に対する行為規範として投影される⁶⁸⁾。理念としての真実発見の要請は、実際の民事訴訟の仕組みからくる内在的制約を受けつつも、この制約の範囲で最大限、真実発見を実現することを求め、民事訴訟全体を包摂し、当事者の主観的真実を内実とする真実義務として具現化し、当事者の行為規範としての役割を果たしているといえることができるのである⁶⁹⁾。さらに実際に当事者から委任を受けて訴訟代理人として活動する弁護士は、プロフェッション性、その職業倫理との関係で真実義務が変容し、真実尊重義務として把握されることとなる。ここでも民事訴訟の理念としての真実発見の要請は、弁護士に真実尊重にむけた職業的対応を要請し、訴訟代理人弁護士の行為規範としての意味を有することとなる。

68) 新堂・前掲注21) 481頁は、「訴訟代理人の弁護活動における作為規範として、理解することを期待すべきであろう」とする。加藤・前掲注3) 279頁は、訴訟代理人弁護士との関係では、訴訟当事者を適切に助言しつつ訴訟を遂行すべき訴訟代理人たる弁護士のありべき執務規範の発現として位置付ける。

69) 加藤・前掲注3) 279頁は、訴訟代理人弁護士との関係では、訴訟当事者を適切に助言しつつ訴訟を遂行すべき訴訟代理人たる弁護士のありべき執務規範の発現として位置付ける。

3 民事訴訟における真実概念の多層的構造とその役割

こうして当事者や弁護士は、主観的真実を内実とする真実義務や真実尊重義務を負うものの、同時に行為規範としての真実発見が求められ、客観的真実に沿った民事訴訟の実現を目指し、裁判所、当事者、訴訟代理人による訴訟運営を要請されることとなる。民事訴訟における真実発見の要請は、主観的真実義務を負う当事者や真実尊重義務を負う弁護士に対して、これらの義務と同時に行為規範として働きかけることとなる。本稿で考察した民事訴訟における多義的な真実概念は、真実発見の要請、当事者の真実義務や訴訟代理人弁護士の真実尊重義務として具現し、いわば多層的な構造の様相を呈しつつ民事訴訟全体を包摂し、民事訴訟が実体的真実発見に近づき、その実現を志向する役割を担うものと理解することができる⁷⁰⁾。

以上

70) 山本・前掲注1) 365頁は、民事訴訟における真実発見につき、少なくとも一歩でも近づくと制度の姿勢は必要不可欠であると指摘する。さらに公共的サービスとしての民事訴訟の質の保証の1つという観点から、真実発見を民事訴訟の「適正性」を確保する中核として位置付ける（前掲注1)「民事訴訟の位置づけ」23頁以下）。